

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡がんセンター局管理規程第3号）第145条の規定に基づき公告する。

令和2年3月10日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 小 櫻 充 久

1 入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 小櫻 充久

2 調達内容

- (1) 入 札 番 号 が事管第1-4号
- (2) 購入物品及び数量 医療ガス（詳細は仕様書記載のとおり）
- (3) 購入物品の特質等 仕様書記載のとおり
- (4) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 納 入 場 所 静岡県立静岡がんセンター
- (6) 入 札 方 法 各単価による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「燃料」、「医薬品・衛生材料」、「工業薬品」のいずれかの営業種目で競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に基づく医薬品販売業許可を受けた者であること。
- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、令和2年3月25日（水）午後4時までに管理課物品管理班に入札参加の意思を示し、上記3の資格を有することの確認を得なければならない。

5 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和2年3月25日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 交付場所

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター事務局管理課物品管理班

電話番号 055-989-5798

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和2年3月26日（木）午前10時00分

(2) 場所

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター管理棟4階カンファレンス2

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) この公告に掲げる入札は、当該契約に係る令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算の成立を条件とする。

(7) 本契約の締結日は、令和2年4月1日とする。